

令和 8 年度 7 月補正予算 主な事業概要 補足資料 （健康医療福祉部）

目次

※【 】は「令和8年度7月補正予算 主な事業概要」の該当頁

1	施設整備促進支援事業	．．．．．	3	【2】
2	分娩取扱施設支援事業	．．．．．	4	【2】
3	地域連携周産期支援事業	．．．．．	5	【2】
4	モニタリングポスト新設事業	．．．．．	6	【3】
5	施設整備促進支援事業	．．．．．	7	【3】
6	災害時等歯科保健医療提供体制整備事業	．．．．．	8	【4】
7	薬事衛生推進費	．．．．．	9	【5】

新 施設整備促進支援事業

7月補正予算 主な事業概要 p 2

7月補正予算額：3,663千円（国3,663千円）／令和8年度当初予算額：－

1 事業の目的

- 物価高騰を含む経済状況の変化により、施設整備が困難になっているため、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保することを目的に支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 施設整備を進めるために必要な新築、増改築等にかかる、m²数に応じた建築資材高騰分等の支援を行う。
- 対象：医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金および地域医療介護総合確保基金(Ⅰ-1)の交付対象であり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助金の対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結しており、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手している医療機関等
 - ➡ 今回の対象医療機関：済生会滋賀県病院
- 交付額：（物価高騰を反映した単価－現行の交付要綱上の単価）×基準面積×調整率（0.33）
 - ➡ 交付額：（558,000円-484,000円）×150m²×調整率（0.33）＝3,663千円

3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 調整率：0.33

新 分娩取扱施設支援事業

7月補正予算 主な事業概要 p 2

7月補正予算額：7,925千円（国7,925千円）／令和8年度当初予算額：－

1 事業の目的

- 急激な出生数の減少や少子化の影響により分娩数が急激に減少し、運営に影響を来している施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続できるよう必要な支援を行うことで、地域で安心して子どもを産み育てることができる周産期医療体制を確保する。

2 事業の概要

- 分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る経費の一部を補助する。
- 補助対象：令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上ある施設であり、令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度の分娩取扱件数を5%以上下回っている分娩取扱施設
- 補助額：※周産期母子医療センターは対象外。

分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る経費×分娩取扱減少率(%) / 100 × 1 / 2

※基準額 1,160千円×分娩取扱減少率（%）（15%を上限）

対象施設（3施設）

浮田クリニック

淡海医療センター

橋場レディースクリニック

3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：1 / 2

新 地域連携周産期支援事業

7月補正予算 主な事業概要 p 2

7月補正予算額：44,984千円（国22,492千円 ②22,492千円）／令和8年度当初予算額：－

1 事業の目的

- 分娩取扱施設が少なく、当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して分娩取扱機能の維持のための支援を行う。

2 事業の概要

分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する産科医療機関に対し、職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料を補助する。

＜対象となる圏域＞

- ・甲賀圏域
- ・湖東圏域
- ・湖北圏域
- ・湖西圏域

※ただし、分娩取扱施設支援事業の交付を受けている施設、周産期母子医療センターは対象外。

対象施設（4施設）

甲賀圏域	公立甲賀病院 濱田クリニック
湖東圏域	イーリスウィメンズクリニックアリス
湖西圏域	高島市民病院



3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：定額

新 モニタリングポスト新設事業

7月補正予算 主な事業概要 p 3

7月補正予算額：15,400千円（国15,400千円）／令和8年度当初予算額：－千円

1 事業の目的

- 衛生科学センターの移転整備に際し、大津市南部におけるモニタリング体制を維持するため、県危機管理センターに新たなモニタリングポストを整備し、環境放射能水準調査体制の維持を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 事業概要
現在、衛生科学センターにモニタリングポストを設置しているところ、衛生科学センター移転（大津市南部→草津市）に伴い、県危機管理センター（大津市南部）に新たなモニタリングポストを設置する。
- 実施理由
衛生科学センター移転に伴うモニタリング体制の空白を防止するため。
- （参考）モニタリングポストについて
環境中の空間放射線量率（放射線の強さ）を24時間連続で測定・監視する設備。現在、県では、①長浜土木事務所木之本支所、②長浜保健所、③彦根保健所、④東近江保健所、⑤甲賀保健所、⑥草津保健所、⑦衛生科学センター（大津市南部）、⑧大津市北消防署（大津市北部）および⑨高島市南部消防署の9か所に設置している。



■ 水準調査用モニタリングポスト

3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 財源：原子力施設等防災対策等委託費「環境放射能水準調査」事業（国10/10）
- 整備場所：県危機管理センター

新 施設整備促進支援事業

7月補正予算 主な事業概要 p 3

7月補正予算額：93,338千円（国93,338千円）／令和8年度当初予算額：－

1 事業の目的

- 物価高騰を含む経済状況の変化により、施設整備が困難になっているため、地域における地域医療構想を推進するとともに、災害医療体制を確保することを目的に支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 施設整備を進めるために必要な新築、増改築等にかかる、 m^2 数に応じた建築資材高騰分等の支援を行う。
- 対象：医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金および地域医療介護総合確保基金(Ⅰ-1)の交付対象であり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助金の対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結しており、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に着手している医療機関等
 - ➡ 今回の対象医療機関：済生会滋賀県病院
- 交付額：（物価高騰を反映した単価－現行の交付要綱上の単価）×基準面積×調整率（0.5）
 - ➡ 交付額：（517,800円-399,800円）×1,582 m^2 ×調整率（0.5）＝93,338千円

3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 調整率：0.5

新 災害時等歯科保健医療提供体制整備事業

7月補正予算 主な事業概要 p 4

7月補正予算額：57,513千円（国57,342千円 ①171千円）／令和8年度当初予算額：－

1 事業の目的

- 災害時等の歯科保健医療提供体制確保のため、避難所等において使用する歯科保健医療機器等の整備や歯科保健医療の提供に必要な知識や技術を習得するためのチーム養成研修に係る経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

【1】歯科診療器材等整備事業

小計：57,000千円

- ・災害時等の歯科保健医療活動で使用する器具・器材および搬送のための搬送車を整備する。
- ・滋賀県歯科医師会事務局に「災害対策本部」としての機能を備えておくために必要な機材配備を行う。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) ポータブルユニット | 10 (セット) |
| (2) ポータブルレントゲン | 12 (台) |
| (3) 浄水装置 | 16 (台) |
| (4) 口腔内カメラ (鑑定用) | 13 (台) |
| (5) 機器搬送用車両 | 1 (台) |
| (6) 災害対策本部備品一式 | |
| (7) ポータブル蓄電池等 その他 (歯科保健医療活動で使用する器材) | |



ポータブルユニット例 ※1



ポータブルレントゲン例 ※1



口腔内カメラ例 ※3



災害対策本部室備品例 ※4



浄水装置例 ※2

- 【出典】※1 <https://www.yoshida-dental.co.jp/wp-content/uploads/2015/01/KOKORO.pdf>
 ※2 <https://karihana.com/product/mizuq800.html>
 ※3 <https://www.shofu.co.jp/pickup/eyespecialc5/>
 ※4 https://www.numa.iis.u-tokyo.ac.jp/dmtc/mizu/material/hq_function.pdf

【2】災害時等歯科保健医療支援チーム養成研修事業

小計：513千円

- ・歯科保健医療提供のために、各地域の歯科保健医療支援を行うチームを養成するための研修を行う。

【1】+【2】= 57,513千円

3 実施主体等

- 実施主体：一般社団法人滋賀県歯科医師会
- 補助率：定額等

7月補正予算額：7,867千円（ $\ominus$ 7,867千円）／現計予算額：32,466千円

1 事業の目的

- 新型インフルエンザ対策で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、国の示す備蓄目標量に沿って備蓄を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 新型インフルエンザ対策として国が抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標を設定しており、各都道府県で目標量に沿って備蓄を行っている。
- 備蓄に要する費用については、国からの交付税措置がある。
- 令和8年3月17日付の厚生労働省通知により備蓄目標量に変更されたため、購入すべき品目および数量に変更が生じ、増額補正が必要となった。
- 積算：
追加購入：ゾフルーザ（6,000人分）：16,884千円
購入不要：リレンザ（4,400人分）： $\triangle$ 9,017千円
合 計：7,867千円

3 実施主体等

- 実施主体：県
- 国の備蓄目標：4,500万人分 本県の備蓄目標：197,700人分